

第1号様式

公式アカウント運用ポリシー

開設所属	企画部 広報戦略課 広報プロモーション担当
アカウントの種別	■寒川町公式アカウント □各所管課等公式アカウント
開設・運用の目的	町内外の方に町の魅力や取り組みを知ってもらう事、防災情報の提供することを目的とします。
情報発信の内容	町の施策、事業、イベント、観光等、町の魅力に関する情報
アカウント情報等	(1) ソーシャルメディアサービス名：フェイスブック (Facebook) (2) アカウント名：@samukawa.town (寒川町<Samuka Wonderful>) (3) ページURL：https://facebook.com/samukawa.town/
運用体制	運用責任者：広報戦略課長 運用担当者：広報戦略課 広報プロモーション担当 (内容は他課等が発信することも可能)
運用期間	平成28年9月1日から
運用時間	原則として開庁時間(8時30分～17時)に職員が必要に応じて不定期に投稿します。なお、この時間以外にも必要に応じて投稿する場合があります。
投稿に対する返信等	(1) 当アカウントへの質問やコメントなどに対し、原則として町から個別の回答はいたしません。 (2) 当アカウントでは、町へのご意見・ご質問は取り扱いません。ご意見・ご質問は「わたしの提案」(町長への手紙)をご利用ください。 http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/soshiki/chomin/chominmadoguchi/sodan/info/1362551420747.html
利用者への注意事項	利用者が当アカウントにコメントを投稿する場合、次の事項に該当する行為を禁じます。禁止行為をした、またはする恐れがあると運用者が判断した場合には、事前に通告することなくコメントの削除や利用制限等をする場合があります。 (1) 特定の個人、団体等を誹謗中傷する内容 (2) 他のユーザーになりすましたもの (3) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他の営利を目的とした内容 (4) 政治、選挙活動、宗教活動を目的とした内容 (5) 著作権や商標権、肖像権など町又は第三者の知的所有権を侵害するおそれのある内容 (6) 法律、法令に違反している内容又は違反する恐れがある内容 (7) 公序良俗に反するもの

	<p>(8) 投稿を承諾していない個人に関する情報など、プライバシーを害する内容</p> <p>(9) 有害なプログラム</p> <p>(10) 各ソーシャルメディア運営会社の定める利用規約に反する内容</p> <p>(11) その他町公式アカウントの運営上、町が不相当と判断した内容</p>
知的財産権	町公式アカウントに掲載されている情報に関する知的財産権は、町又は言著作者に帰属しますので、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法で認められている場合を除き、無断で複製し、転用することはできません。
免責事項	町は、町公式アカウントで発信した内容及びそこからリンクされているウェブサイトを利用したことで発生したトラブル及び損害については、一切責任を負いません。
運用ポリシーの変更	当アカウントの運用ポリシーは予告なく変更する場合があります。
個人情報に関する取扱い	個人情報の収集、利用、管理について「寒川町個人情報保護条例」に準じて適正に取り扱います。
問合せ先	当運用ポリシーに関する問い合わせは、 企画部広報戦略課 (TEL0467-74-1111 内線 232)
備考	<ul style="list-style-type: none"> やむを得ない理由により、町公式アカウントを運用することが困難となった場合は、当アカウントを削除することがあります。その際は町ホームページで、その旨をお知らせします。 町公式アカウントからの情報発信については、正確性の確保には十分留意しますが、ソーシャルメディアの特性上、後日訂正する場合がありますことを予めご了承ください。